

会員の皆様へ

## 一般社団法人への移行について

2011年8月30日  
日本物理学会理事会

本会（社団法人日本物理学会）は、すでにご案内いたしました通り、9月1日を以って一般社団法人日本物理学会となります。以下の1)～6)に、移行に伴い学会運営にどのような影響が生じるかを簡単にまとめましたのでご一読下さい。

### 1) 一般法人と公益法人

2008年12月1日に施行された新制度により、それまで公益法人として存在した国または都道府県所管の約25,000の団体は、2013年11月末までに新たな基準に基づく公益法人か、または一般法人になるかのどちらかを選択しなければならなくなりました。移行のための期間の中間点を過ぎた今、最近の統計では公益法人を目指す団体が49%、一般法人を目指す団体が42%、未定その他9%という数字が発表されています。（公益財団法人公益法人協会調査資料による。）

<http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/topics/2011/07/49429.html>

理工学系の学会の連合組織である日本工学会の参加学会の状況もこの統計に近い状態です。

本会は、「一般」から「公益」に移行することは可能だが逆は不可能であること、現在の状況において税制面では顕著な差がないことを主な理由に一般法人を選択しました（大貫65期会長巻頭言、会誌65（2010）1、第86回通常総会記事、会誌65（2010）474をご覧ください）。

なお、一般社団法人は税制上、

- (1) 全所得が課税対象となる法人（普通法人）

法人税法上は株式会社などと同じ扱い

- (2) 収益事業により生じた所得のみ課税対象となる法人（非営利型法人）

法人税法上は公益法人等として扱われ、会費や寄付金には課税されない

の2つに分かれており、学会は非営利型一般社団法人（注1）へと移行します。

### 2) 公益法人制度改革関連3法

上記の新制度は、2006年3月に閣議決定され、同年5月に成立した「公益法人制度改革関連3法案」に基づいています。公益法人制度改革関連3法とは、次の(1)～(3)の3つの法律から構成されています。

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号一般社団・財団法人法）

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0048.html>

- (2) 「[公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律](http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0049.html)」（平成 18 年法律第 49 号公益法人認定法）

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0049.html>

- (3) 「[一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律](http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0050.html)」（平成 18 年法律第 50 号。関係法律整備法）

<http://law.e-gov.go.jp/announce/H18H0050.html>

公益法人も一般法人も、その拠って立つ法律は（1）であり、公益法人とは（2）に従って公益認定を受けた法人であるといえます。新しい定款はこれらの法律に従って作成されています。

従来の公益法人は民法によって規定されていましたが、民法が改定・整備されたことにより、新しい法人体制は上記の法律に拠ることになりました。

### 3) 会長、理事、監事の選任と任期

新しい法人体制下での定款、細則については案の段階から会員の皆様にお知らせをし、総会、理事会での検討・議決を経て準備されました。本会の運営の仕組みに本質的な変化はありませんが、会長や理事、監事、代議員の選任方法などは次のようになります。

	従来	今後
会長	次々期会長選挙で当選後、副会長を経て定時総会で選任	次期副会長選挙で当選後、副会長を経て定時総会後の理事会で選任
理事	定員：11 名以上 16 名以内（内、会長 1、副会長 1） 選任：副会長が正会員の中から候補者を選び、総会に提案して承認を求める	定員：10 名以上 20 名以内（内、会長 1、副会長 2 以内） 選任：会長が正会員の中から必要な数の次期理事候補者を選び、候補者毎に定時総会に付議する
監事	定員：2 名 選任：正会員の中から理事会が候補者を選定し総会に提案・選任	定員：2 名 選任：正会員の中から理事会が候補者を選定し総会に提案・選任
代議員	定員：120 名以上 143 名以内 選任：地域、分野等の推薦母体から推薦された正会員の中から総会で選出。理事と支部委員長は自動的に理事となる	定員：120 名以上 150 名以内 選任：領域、支部からの推薦、および立候補した正会員の候補者から、正会員による選挙で選出。選挙は選挙管理委員会が行う

また、任期には次のような変化があります。

	従来	今後
会長任期	9 月 1 日から 1 年後の 8 月 31 日まで（選任	3 月末の定時社員総会後の理事会で選任後、約 1 年

	は3月末の定時社員総会 )	後の同様の理事会での新会長選任まで
理事・監事・代議員 任期	9月1日から2年後の8月31日まで(選任 は3月末の定時社員総会 )	3月末の定時社員総会で選任後、約2年後の定時社員総会終了まで

従来の方式では会長も理事・監事・代議員も、選任後から就任までに5か月の期間がありました。新しい規則ではこれらの任期は全て、選任直後から次の選任時期までとなります。このために本年3月25日の通常総会で選任された会長、理事、監事、および6月の臨時総会で選任された代議員に限り、9月1日に就任後の任期は通常より約5か月短くなります。各種委員会の委員の任期などにも同じような問題が生じますが、こちらは理事会の管轄事項ですので弾力的な運営が可能です。

#### 4) 公益目的支出計画

従来の仕組みの公益法人にはそれぞれ、所管の官庁または都道府県が決まっており、本会の場合は文部科学省の管轄下にありました。一般社団法人になると、原則としてこのような所管の機関はなくなります。ただ、従来の公益法人から移行した場合には、公益目的支出計画と呼ばれる事業を一定期間実行することが定められており、その期間中は内閣府に事業実施報告書を毎年提出する必要があります。本会の場合にはその計画の終了までに12年かかる予定です。公益目的支出計画と申しましても、新たに何か新しい事業を計画する意味ではありません。従来の公益事業の一部、または全てを選んでその実施を継続することを申告し、その事業に必要な経費を毎年支出したことを報告する仕組みです。

新法人体制移行時に、その法人が有する公益目的財産額を申告しておき、毎年の公益目的支出の累積額が公益目的財産額に達した時点で、計画は終了となります。毎年の収支はこの支出を含んでバランスされているので、この計画で毎年財産が減るわけではありません。あくまで数字上の報告です。なお、本会はこの計画ための事業として会誌刊行事業を選んでおります。

#### 5) 総会・理事会での議決について

これまでは理事会成立には理事の3分の2以上の出席が必要でした。新法人体制下では、理事会は理事の過半数の出席で成立し、決議は出席者の過半数で成立します。従来の様な書面による意見表明は認められません。一方、審議の提案に対して理事全員が同意であるならメール会議、あるいは文書の送付により理事会決定とすることが出来るようになります。

総会は従来と同じく、代議員の過半数の出席で成立し、決議は出席代議員の過半数で成立します。従来どおり、書面による議決権の行使、委任状の提出が可能です。なお、総会において定款の変更、解散のような重要事項の決議成立には、従来は総代議員の4分の3以上の多数を以ってしましたが、今後は総代議員の3分の2以上で可能です。

#### 6) 今年度の収支決算、事業報告等について

移行に伴い、今年度は1月から8月までの従来体制での事業期間と、9月から12月までの新法人体制での事業期間という、2つの事業期間を持つこととなります。それぞれに対して収支報告ならびに事業報告をまとめる作業が必要となります。

以上説明いたしましたように、今回の移行は大きな節目と言えますが、当面、学会の運営や会員の皆様の活動に対して直接大きな影響はないと考えられます。しかしながら、新しい環境の下では学会活動の自由度が増しているわけですから、これを機会に改めて学会の役割を議論し、それに沿って活動の方向を定めてゆく動きを強化したいと考えております。

(注1) 非営利型一般社団法人は

(a) 非営利性が徹底された法人

(b) 共益的活動を目的とする法人

の2つに分類される。

(a)は定款に剰余金の分配を行わないと定めてあること、解散時に残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与する旨を定めていること、などの条件が必要。(b)はその会員が支払う会費により、会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であって、定款に会費の定めがあり、主たる事業として収益事業を行っていないことなどが必要。学会活動の出発点は(b)に近いと言えるが、社会との連携強化などの面からは(a)が選択される。